〇 山梨大学研究生細則

制定 平成28年 2月24日 改正 平成28年 9月 1日 令和 6年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則(以下「学則」という。)第41条第2項の規定に基づき、 山梨大学(以下「本学」という。)の研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、医学部については、 月の始めに入学させることができる。

(入学資格)

- 第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大学を卒業した者
 - (2) 前号以外の者で、学部において大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学の出願)

- 第4条 研究生として入学を志願する者は、指導を受けようとする教員(以下「指導教員」いう。)の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、当該学部の長に願い出るものとする。
 - (1) 入学願書(所定の様式)
 - (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
 - (3) 最終学校の成績証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 学校、企業等に勤務している者にあっては、所属長の承認書
 - (6) その他本学が必要と認める書類
- 2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。 ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 研究生の選考は、入学を希望する学部の教授会が行う。

(入学手続及び入学許可)

- 第6条 前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

- 第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、医学部については、入学年度を超 えないものとする。
- 2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、指導教員の承諾を得て、当該学部の長を経由し学長に願い出るものとする。

(退学)

第8条 研究生は、中途で退学しようとするときは、指導教員の承諾、及び学部長の確認を 経て、学長の許可を受けなければならない。 (検定料等)

- 第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。
- 3 研究に要する経費は、研究生の負担とすることがある。

(証明書の交付)

第10条 学部の長は、指導教員の認定により研究証明書を交付することができる。

(除籍)

- 第11条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は指定した日をもって該当学生を除籍することができる。
 - (1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
 - (2) 長期にわたり行方不明の者
 - (3) その他指導教員が研究生として適当でないと判断し、これを学部長が認めた者

(諸規則の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、学則その他学内諸規則の学生に関する規定は、研究生にこれを準用する。

附則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学研究生規程(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附則

この細則は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。